

航路標識事業評価監視委員会運営要領の一部改正について

1 運営要領の概要

この要領は、航路標識事業評価監視委員会規則に基づき、航路標識事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の審議方法、その他運営に関し必要な事項を委員会が定め、委員会の円滑な運営及び審議過程の透明性の確保を図ることを目的としている。

2 運営要領の一部改正の概要

委員会は、平成15年度から毎年度1回開催し、平成19年度までの5ヶ年において229件の航路標識整備事業の事後評価について審議を行ってきたところであるが、新規事業の抑制に伴って、平成20年度以降の審議対象事業は大幅に減少し、平成20年度から24年度までの5ヶ年では4件のみとなっており、この傾向は、今後も暫く継続していくものと考えられる。

また、航路標識整備事業を取り巻く環境は、政府の行財政改革に伴い、予算が毎年縮減されるとともに新規事業も抑制されている。

については、これまでの委員会における審議実績により、事業評価手法は凡そ確立されていること及び上記の状況を踏まえ、今後の経済的かつ効率的な委員会運営を図るため、委員会の開催方法について持ち回りにより審議できる規定を整備することとする。